

南カリフォルニアにおける新型コロナウイルス感染症に伴う各種制限措置と支援プログラム

最終更新日:2021年1月4日

ジェトロ・ロサンゼルス事務所

1 感染状況・関連ニュース

1-1 カリフォルニア州

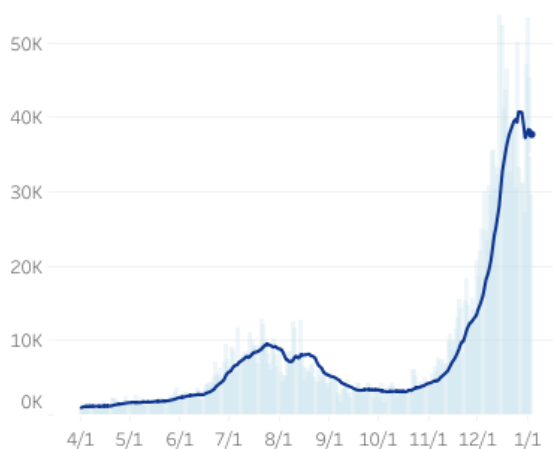
[2021年1月4日最終更新]

Total cases in California

2,420,894 positive cases

29,633 new cases

1.2% increase from prior day total

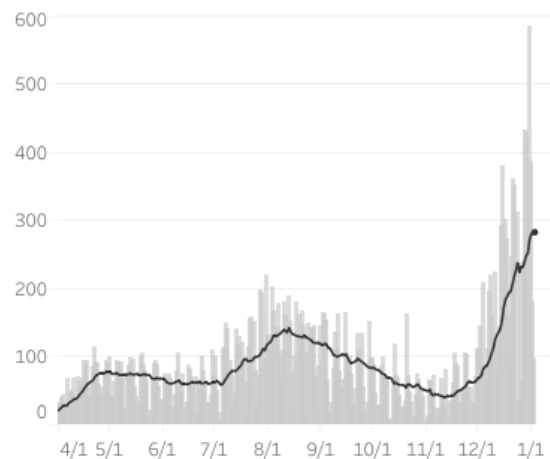


Total deaths in California

26,635 total deaths

97 new deaths

0.4% increase from prior day total



(出所) [カリフォルニア州](#)

1-2 各郡

南カリフォルニア地域の主要な郡の感染状況は以下の URL を参照。

[ロサンゼルス郡]

<http://publichealth.lacounty.gov/media/coronavirus/data/index.htm>

[オレンジ郡]

<https://occovid19.ochealthinfo.com/coronavirus-in-oc>

[リバーサイド郡]

<https://www.rivcoph.org/coronavirus>

[サンディエゴ郡]

https://www.sandiegocounty.gov/content/sdc/hhsa/programs/phs/community_epidemiology/dc/2019-nCoV/status.html

2 各種の制限措置

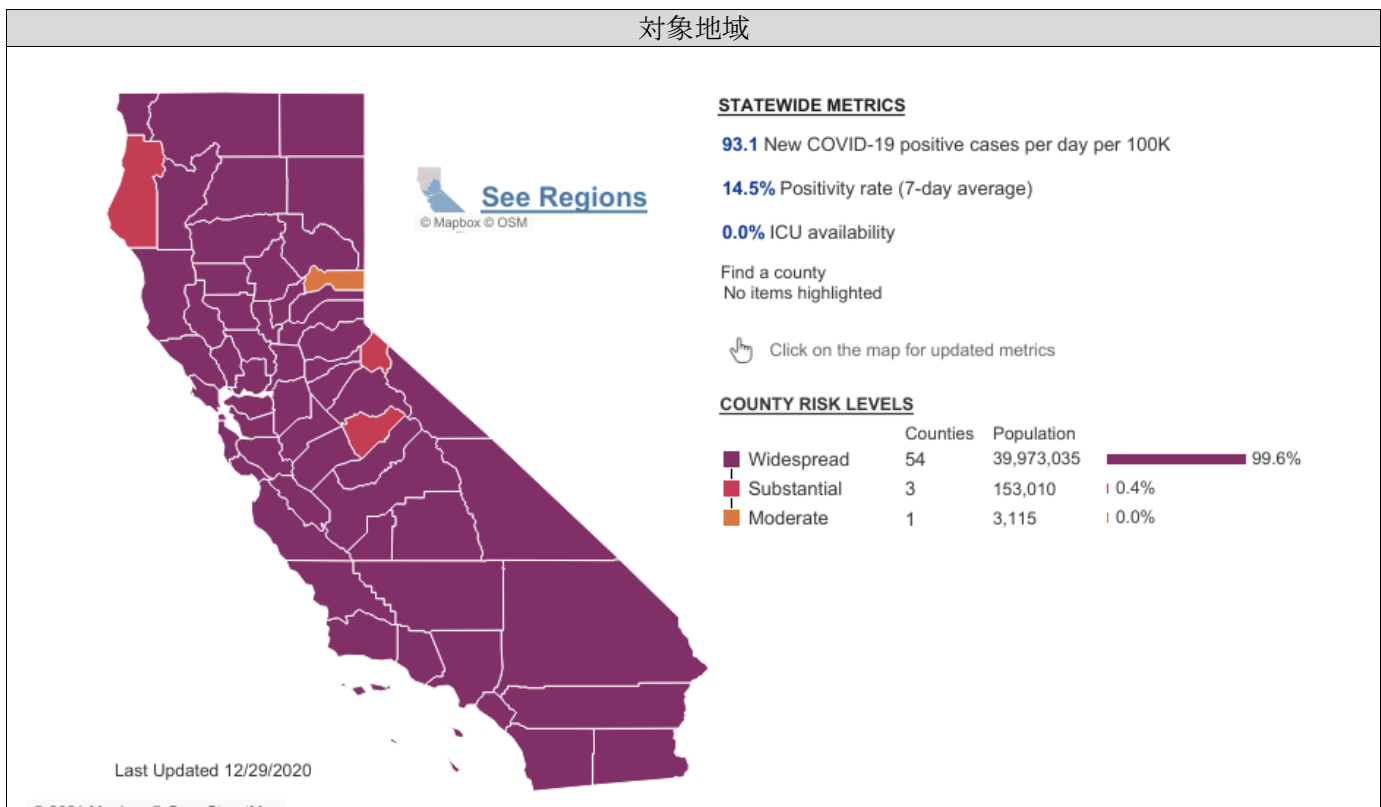
2-1 カリフォルニア州

カリフォルニア州の郡や市は州の規制を参考にしつつも、それよりも厳しい、あるいは、緩やかな規制を課すことも可能なため、実際の制限措置を把握する際は、対象とする郡や市の情報を併せて確認する必要がある。

2-1-1 経済再開計画 (Blueprint for a Safer Economy)

カリフォルニア州は、[経済再開計画 \(Blueprint for a Safer Economy\)](#)に基づき、新規感染者数や検査陽性率をもとに各郡の感染状況を把握し、それにより各郡を①「広くまん延 (Widespread) - 紫色」、②「かなりまん延 (Substantial) - 赤色」、③「中程度のまん延 (Moderate) - オレンジ」、④「低度のまん延 (Minimal) - 黄色」の4段階に分類し、それぞれの段階に応じた規制を課している。

毎週火曜日に前週のデータに基づいて各郡の段階を判断する。各郡は制限が緩和される次の段階に移行するためには、次段階の基準を2週間連続で満たさなければならない。また、「赤色」「オレンジ」の段階にある郡は次段階に移動可能になるために少なくとも3週間、同じ段階にとどまる必要がある。現在の段階の基準を2週間連続で維持できない郡は、より制限の厳しい前段階に後退する。



(出所) [カリフォルニア州](#)

制限措置の主な内容				
	広くまん延 (Widespread/紫)	かなりまん延 (Substantial/赤)	中程度のまん延 (Moderate/オレンジ)	低度のまん延 (Minimal/黄)
基準	①7人超 ②8%超	①4~7人 ②5~8%	①1~3.9人 ②2~4.9%	①1人未満 ②2%未満

①1日の新規感染者数(7日平均・10万人当たり) ②検査陽性率(7日平均)				
必要不可欠なインフラ部門	・営業可能	・営業可能	・営業可能	・営業可能
集会	・屋外でのみ可能(3世帯以内)	・屋外で可能、屋内は可能だが全く推奨されない(3世帯以内)	・屋外で可能、屋内は可能だが全く推奨されない(3世帯以内)	・屋外で可能、屋内は可能だが全く推奨されない(3世帯以内)
小売店	・屋内での営業は最大収容定員の25%まで可能(グローサリーストアは50%まで)	・屋内での営業は最大収容定員の50%まで可能(グローサリーストアは100%まで)	・屋内での営業は最大収容定員の100%まで可能	・屋内での営業は最大収容定員の100%まで可能
宿泊施設	・営業可能	・営業可能	・営業可能	・営業可能
レストラン	・屋外でのみ営業可能	・屋内外で提供可能 ・屋内での提供は最大収容定員の25%か100人のいずれか少ない客にまで可能	・屋内外で提供可能 ・屋内での提供は最大収容定員の50%か200人のいずれか少ない客にまで可能	・屋内外で提供可能 ・屋内での提供は最大収容定員の50%まで可能
ワイナリー	・屋外でのみ提供可能	・屋外でのみ提供可能	・屋内外で提供可能 ・屋内での提供は最大収容定員の25%か100人のいずれか少ない客にまで可能	・屋内外で提供可能 ・屋内での提供は最大収容定員の50%か200人のいずれか少ない客にまで可能
バー・蒸留所・醸造所	・閉鎖	・閉鎖	・屋外でのみ提供可能	・屋内外で提供可能 ・屋内での提供は最大収容定員の50%まで可能
オフィス(非エッセンシャル)	・リモートワーク	・リモートワーク	・オフィス勤務可能(リモート勤務を推奨)	・オフィス勤務可能(リモート勤務を推奨)
プロスポーツ	・開催可能(観客なし)	・開催可能(観客なし)	・開催可能(観客なし) ・屋外の場合は最大収容定員の20%まで観客を動員して開催可能(半径120マイル以内の住人限定・要予約)	・開催可能(観客なし) ・屋外の場合は最大収容定員の25%まで観客を動員して開催可能(半径120マイル以内の住人限定・要予約)
遊園地	・閉鎖	・閉鎖	・小規模遊園地は、屋外施設に限り、最大収容定員の25%か500人のいずれか少ない客に営業可能(所在郡の住人限定・要予約)	・規模に関係なく、屋内外施設で、最大収容定員の25%まで営業可能(要予約)
ゴルフコース	・プレー可能(1世帯につきゴルフカート1台)	・プレー可能(1世帯につきゴルフカート1台)	・プレー可能(1世帯につきゴルフカート1台)	・プレー可能(1世帯につきゴルフカート1台)

(注)いずれの活動に際しても、フェイスカバーの着用やソーシャルディスタンスの確保など、基本的な感染症対策の実行が求められている。

(出所) [カリフォルニア州](#)

[参考 URL]

<https://covid19.ca.gov/industry-guidance/>
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/62d22bd16236cb7e.html>

2-1-2 限定的な自宅待機命令 (Limited Stay at Home order)

カリフォルニア州は11月19日、[限定的な自宅待機命令 \(Limited Stay at Home order\)](#)を発表し、11月21日から適用を開始している。同命令は、全ての地域で地域単位の自宅待機令 (Regional Stay At Home Order) が適用対象外となるまで継続される。同命令では、地域単位の自宅待機令 (Regional Stay At Home Order) が適用されている郡と、経済再開計画において「広くまん延 (Widespread) - 紫色」に指定されている郡が対象となり、午後10時から翌日午前5時までの間、[必要不可欠なインフラ部門](#)の運営、維持、利用にかかわる活動を除く自宅外で行われる全ての活動や同一世帯の人以外との集まりが禁止されている(新たに「紫色」に移行した郡は、移行の翌々日午後10時から適用)。ただし、世帯外の人との交流を伴わない同一世帯の人との外出は対象外。

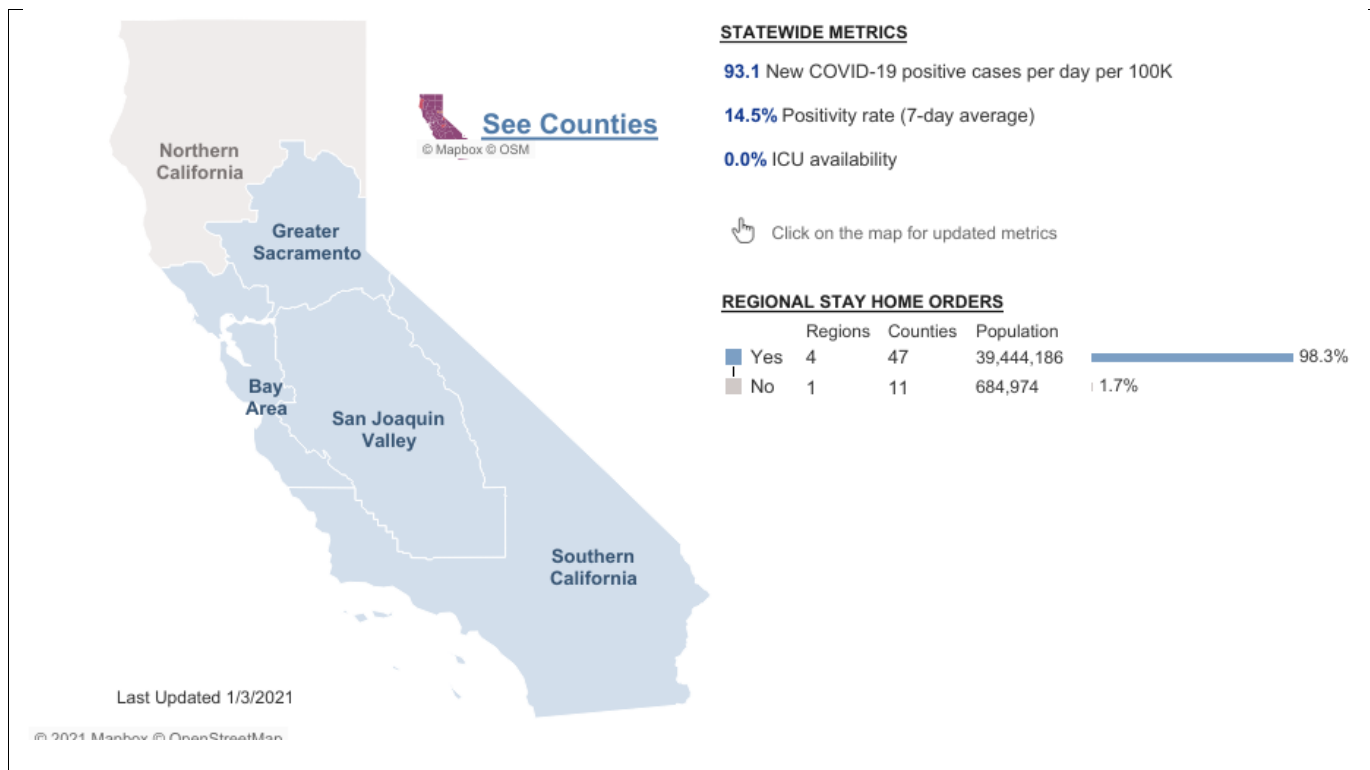
[参考 URL]

<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CID/DCDC/Pages/COVID-19/Supplement-to-Limited-Stay-At-Home-Order.aspx>
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/f56305f7a19fa835.html>

2-1-3 地域単位の自宅待機命令 (Regional Stay At Home Order)

カリフォルニア州は12月3日、[地域単位の自宅待機令 \(Regional Stay At Home Order\)](#)を発表し、12月5日から適用を開始している。当該命令は、同州をNorthern California、Bay Area、Greater Sacramento、San Joaquin Valley、Southern California (ロサンゼルス郡やオレンジ郡、リバーサイド郡、サンディエゴ郡などはSouthern Californiaに属する) に地域分類し、ICU (緊急治療室) 空床率が15%を下回った地域には、翌日午後11:59から経済再開計画より厳しい制限を最低3週間は課すこととしている。3週間経過した後、4週間先までのICUの収容能力が15%を上回ると見込まれる郡は、同命令が解除され、以降は経済再開計画における制限が課されることになる。現在、Bay Area、Greater Sacramento、San Joaquin Valley、Southern California の地域に適用されている。主な制限は以下の通り。

対象地域



(出所) [カリフォルニア州](#)

活動の種類	制限措置の内容
必要不可欠なインフラ部門	・営業可能
集会	・同一世帯以外との集会は禁止
小売店	・屋内での営業は最大収容定員の20%まで可能(飲食提供は不可) ・グロサリーストアの営業は最大収容定員の35%まで可能(飲食提供は不可) ・高齢者や慢性疾患者が買い物をする時間を設ける必要がある
宿泊施設	・州外からの必要不可欠でない旅行の予約は受付不可、自主隔離目的の利用のみ受付可能
レストラン	・屋内外での営業禁止(テイクアウト・デリバリーのみ可能)
ワイナリー・バー・醸造所・蒸留所	・閉鎖
オフィス	・リモートワークが困難な必要不可欠なインフラ部門を除きリモートワークのみ可能
プロスポーツ	・観客なしで開催可能
遊園地	・閉鎖
ゴルフコース	・プレー可能(飲食の提供禁止)

[参考 URL]

<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CID/DCDC/Pages/COVID-19/supplement-regional-stay-at-home-order.aspx>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/8896522d58f00ccc.html>

2-1-4 渡航制限

[カリフォルニア州の旅行勧告](#)では、同州外や他国からの必要不可欠でない旅行(観光や余暇を含む)の場合には、到着後14日間の自主隔離が推奨している。なお、仕事や学業、重要なインフラ支援などに関わる必要不可欠な旅行の場合はこの自主隔離にかかる勧告は適用されない。ロサンゼルス市の措置については、2-2-2を参照。

(注) 米国疾病予防センター(CDC)は、高リスク活動に該当する国(ex. 日本)から帰国後 3-5 日の間に検査を受け、陰性が確認された場合は7日間、検査を受けない場合は10日間の自主隔離を求めている。

[参考 URL]

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-precautions.html>

また、カリフォルニア州から日本への渡航に際しては、全ての日本人と外国人の入国者及び帰国者について、2020年12月30日から2021年1月末までの間、出国前72時間以内の検査証明の提出が求められるとともに、入国時の検査を実施され、検査証明を提出できない者に対しては、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で14日間待機する必要がある。

[参考 URL]

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

https://www.la.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/healthfacility_list.html

2-2 ロサンゼルス郡 [Regional Stay At Home Order 発令中/広くまん延(Widespread) - 紫色]

2-2-1 限定的な自宅待機命令(Targeted Safer at Home Order)

ロサンゼルス郡は11月27日、[限定的な自宅待機命令\(Targeted Safer at Home Order\)](#)を発表し、11月30日から適用を開始している。同命令は州の地域単位の自宅待機令(Regional Stay At Home Order)が適用されている間は継続される。同命令は、住民には可能な限り自宅にとどまることを推奨し、外出時にはフェイスカバーの着用を求めている。ただし、必要不可欠で緊急性の高い事業に従事する労働者や同事業のサービスを楽しむ利用者に対しては自宅から離れることを許可している。

なお、ロサンゼルス市はロサンゼルス郡に準じる形で市独自の[自宅待機令](#)を発令している。また、ロサンゼルス市とロングビーチ市では同一世帯以外とのゴルフのプレーが可能となっているなど、一部市で郡と異なる規制を課しているケースがあり、実際の制限措置を把握する際は、対象とする市の情報を併せて確認する必要がある。

活動の種類	制限措置の内容
必要不可欠な事業	・営業可能
集会	・午後10時から翌日午前5時までの同一世帯以外と集会ならびに住居や宿泊施設以外での同一世帯以外との全ての活動は禁止
小売店	・グロサリーストアなどエッセンシャルな小売店の営業は最大収容定員の35%まで可能 ・非エッセンシャルな小売店の営業は最大収容定員の20%まで可能
宿泊施設	・原則として州外からの必要不可欠でない旅行者の予約を受付禁止(感染症の自主隔離や治療、必要不可欠な活動に関する予約のみ受付可能)
レストラン	・屋内外での営業禁止(テイクアウト・デリバリーのみ可能)
バー・蒸留所	・閉鎖
ワイナリー・醸造所	・最大収容定員の20%に限り屋内での小売販売が可能
オフィス	・必要不可欠な事業は最大収容定員の25%以内でオフィス勤務可能 ・必要不可欠でない事業は原則としてリモートワーク
プロスポーツ	・観客なしで開催可能
遊園地	・閉鎖
ゴルフコース	・個人か同一世帯の場合にプレー可能

[参考 URL]

<http://publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus/reopening-la.htm#orders>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/3cac6c4e41cd0dde.html>

2-2-2 ロサンゼルス市による州外や他国からの旅行者への措置

ロサンゼルス市は、カリフォルニア州外や他国からの旅行者に対し、当該旅行者が同州のガイドラインを読み、理解していることを確認するため、所定の様式に名前やメールアドレスをオンラインで報告することを求める。ロサンゼルス国際空港やヴァン・ナイズ空港に到着する17歳以上の旅行者が対象になっており、報告を怠った場合には最大500ドルの罰金が科される。

[参考 URL]

<https://travel.lacity.org/>

2-3 オレンジ郡 [Regional Stay At Home Order 発令中/広くまん延(Widespread) - 紫色]

主な制限措置の概要は以下の通り。

活動の種類	制限措置の内容
必要不可欠なインフラ部門	・営業可能
集会	・同一世帯以外との集会は禁止
小売店	・屋内での営業は最大収容定員の20%まで可能(飲食提供は不可) ・グロサリーストアの営業は最大収容定員の35%まで可能(飲食提供は不可) ・高齢者や慢性疾患患者が買い物をする時間を設ける必要がある
宿泊施設	・州外からの必要不可欠でない旅行の予約は受付不可、自主隔離目的の利用のみ受付可能
レストラン	・屋内外での営業禁止(テイクアウト・デリバリーのみ可能)
ワイナリー・バー・醸造所・蒸留所	・閉鎖
オフィス	・リモートワークが困難な必要不可欠なインフラ部門を除きリモートワークのみ可能
プロスポーツ	・観客なしで開催可能
遊園地	・閉鎖
ゴルフコース	・プレー可能(飲食の提供禁止)

[参考 URL]

<https://occcovid19.ochealthinfo.com/blueprint-safer-economy>

2-4 リバーサイド郡 [Regional Stay At Home Order 発令中/広くまん延(Widespread) - 紫色]

主な制限措置の概要は以下の通り。

活動の種類	制限措置の内容
必要不可欠なインフラ部門	・営業可能
集会	・同一世帯以外との集会は禁止
小売店	・屋内での営業は最大収容定員の20%まで可能(飲食提供は不可) ・グロサリーストアの営業は最大収容定員の35%まで可能(飲食提供は不可)

	・高齢者や慢性疾患者が買い物をする時間を設ける必要がある
宿泊施設	・州外からの必要不可欠でない旅行の予約は受付不可、自主隔離目的の利用のみ受付可能
レストラン	・屋内外での営業禁止(テイクアウト・デリバリーのみ可能)
ワイナリー・バー・醸造所・蒸留所	・閉鎖
オフィス	・リモートワークが困難な必要不可欠なインフラ部門を除きリモートワークのみ可能
プロスポーツ	・観客なしで開催可能
遊園地	・閉鎖
ゴルフコース	・プレー可能(飲食の提供禁止)

[参考 URL]

<https://www.rivcoph.org/coronavirus>

2-5 サンディエゴ郡 [Regional Stay At Home Order 発令中/広くまん延 (Widespread) - 紫色]

主な制限措置の概要は以下の通り。

活動の種類	制限措置の内容
必要不可欠なインフラ部門	・営業可能
集会	・同一世帯以外との集会は禁止
小売店	・屋内での営業は最大収容定員の20%まで可能(飲食提供は不可) ・グロサリーストアの営業は最大収容定員の35%まで可能(飲食提供は不可) ・高齢者や慢性疾患者が買い物をする時間を設ける必要がある
宿泊施設	・州外からの必要不可欠でない旅行の予約は受付不可、自主隔離目的の利用のみ受付可能
レストラン	・屋内外での営業禁止(テイクアウト・デリバリーのみ可能)
ワイナリー・バー・醸造所・蒸留所	・閉鎖
オフィス	・リモートワークが困難な必要不可欠なインフラ部門を除きリモートワークのみ可能
プロスポーツ	・観客なしで開催可能
遊園地	・閉鎖
ゴルフコース	・プレー可能(飲食の提供禁止)

[参考 URL]

https://www.sandiegocounty.gov/content/sdc/hhsa/programs/phs/community_epidemiology/dc/2019-nCoV/reopening.html

3 支援プログラム

3-1 カリフォルニア州

3-1-1 金融措置

3-1-1-1 災害救済ローン保証プログラム(California Disaster Relief Loan Guarantee Program)

小規模企業の災害救援(コロナも対象)のためのプログラムであり、カリフォルニア州政府は金融開発公社(Financial Development Corporation、FDC)を通じて、銀行ローンの95%まで保証する。

概要	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> カリフォルニア州に所在する従業員が750人以下の小規模企業、非営利団体
債務保証内容	<ul style="list-style-type: none"> 2000万ドル以下の融資が対象 融資の85-95%を保証 債務保証額は最高で100万ドル、7年保証、延長可能 金利は貸し手と借り手で決定 貸し手の資格基準が採用される
債務保証の対象項目	<ul style="list-style-type: none"> 立ち上げ費用、新規建設費用、在庫、運転資金、輸出ファイナンス、フランチャイズ費用、ビジネス拡張費用など

[参考 URL]

<https://www.ibank.ca.gov/small-business/disaster-relief/>

3-1-1-2 キャピタルアクセスプログラム(CalCAP)

民間金融機関の融資の基準を満たさない中小企業が融資を受けられるように、CalCAPが最大100%の債務保証をするプログラム。

概要	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 米国中小企業庁のガイドラインで注行企業に該当 フルタイム従業員が500人以下 ビジネス目的が北米産業分類システム(NAICS)に記載されている業種 主にカリフォルニア州でビジネス活動が行われ、従業員または収入や売上、もしくは給与支払いの最低51パーセントがカリフォルニア州内で発生
債務保証内容	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の上限額は250万ドル、保証割合は最大で融資額の100%(但し、融資額の上限額は500万ドル以内) 個人借り入れの場合、債務保証の上限額は250万ドルで期間は3年間。

[参考 URL]

<https://www.treasurer.ca.gov/cpcfa/calcap/sb/index.asp>

3-1-3 中小企業向けの税制措置

3-1-3-1 メインストリート中小企業税額控除(Main Street Small Business Tax Credit)

雇用者を増やした中小企業に対し、新規雇用1人につき1,000ドル(1社につき最大10万ドル)の税額控除を適用するプログラム。2020年12月1日から2021年1月15日まで申請を先着順で受け付け、配分原資1億ドルを配分する。

概要	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員 100 人以下(2019 年末時点) ・2020 年第 2 四半期の所得税総収入が前年同期比 50%以上
税額控除額	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用 1 人につき 1,000 ドル、1 社につき最大 10 万ドル

[参考 URL]

<https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/SB1447-tax-credit.htm>

3-1-3-2 予定納税期限の延期

California Department of Tax and Fee Administration (CDTFA) に 100 万ドル未満の納税を行う中小企業は、2020 年 12 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日までに予定されている支払いについて、申請することなく自動的に 3 ヶ月延長される。

概要	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・CDTFA に 100 万ドル未満の納税を行う中小企業
納税期限	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 年 12 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日までの納税期限が自動的に 3 ヶ月延長

[参考 URL]

<https://www.cdtfa.ca.gov/services/covid19.htm>

3-1-3-3 納税申告期限の延期

州税の 4 月までの納税申告期限が 90 日間延期される。

[参考 URL]

<https://www.gov.ca.gov/2020/12/14/governor-newsom-signs-executive-order-on-actions-in-response-to-covid-19-12-14-20/>

3-1-3-4 無利子での分納

年間の課税対象売上が 500 万ドル以下の中小企業者は、2020 年第 4 四半期から 2021 年第 1 四半期に納税する最大 5 万ドルの売上税と使用税を、無利子で 12 ヶ月以内の分納とする申請が可能

概要	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の課税対象売上が 500 万ドル以下
分納措置	<ul style="list-style-type: none"> ・最大 5 万ドルの売上税・私用税を無利子で 12 ヶ月以内で分納

[参考 URL]

<https://www.cdtfa.ca.gov/services/covid19.htm>

3-1-3-5 給与所得者保護プログラムによる貸付金の債務免除額を総所得からの控除

州税の計算上、給与所得者保護プログラムによる貸付金の債務免除額を総所得から控除することが可能となっている。

[参考 URL]

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201920200AB1577

3-1-4 財政支援

3-1-4-1 カリフォルニア中小企業コロナ救済交付金プログラム

年間売り上げの規模に応じて5,000ドルから25,000ドルを交付する支援プログラム。1月13日まで申し込みを受付け、地理や産業、環境を踏まえ格付けされて最終的な支援の可否が決まる。州のパートナー団体を通じて申し込む仕組みとなっており、日本語対応可能な団体もある。

概要	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 年間売り上げが1,000ドル以上2.5百万ドル以下 2019年6月以前から存在する会社 など
支援金額	<ul style="list-style-type: none"> 5,000ドル～25,000ドル

[参考 URL]

<https://carelifegrant.com/>

3-2 ロサンゼルス郡

3-2-1 ロサンゼルス地域 COVID-19 復興基金(L.A. Regional COVID-19 Recovery Fund)

ロサンゼルス郡・市の零細企業および非営利団体向けの助成金・ローンプログラム。なお、助成金は受付が終了しており、ローンは2021年に募集開始予定。

3-2-2 屋外飲食設備払い戻しプログラム(Outdoor Dining Amenities Reimbursement Program)

パサダナ市は、屋外で営業する飲食店にテントや傘、テーブル、椅子などの購入資金を補助している。

概要	
対象飲食店	<ul style="list-style-type: none"> パサダナ市から歩道や路地、公園などで営業を行うことを許可された飲食店
助成額	<ul style="list-style-type: none"> 1,000ドル
備考	<ul style="list-style-type: none"> 屋外営業に必要なテントや傘、テーブル、椅子などの購入資金が払い戻し対象

[参考 URL]

<https://www.cityofpasadena.net/economicdevelopment/covid-19-business-resources/#outdoor-dining-amenities-reimbursement-program>

3-2-3 ロサンゼルス市の相談窓口(Business Source Services and Programs)

ロサンゼルス市のビジネスソースセンターが同市の小規模事業者向けに提供するサービス一覧を紹介しており、大半のサービスを無料で受けることができる。1対1のコンサルティング、従業員の雇用/人材開発を支援するプログラムなどが含まれる。

[参考 URL]

<https://ewddlacity.com/index.php/local-business/businesssource-centers>

3-3 サンディエゴ郡

3-3-1 中小企業助成金 (Small Business Stimulus Grant)

感染症の影響を受けている従業員数 100 人以下のサンディエゴ郡所在の企業が受け取れる助成金プログラム。現在はレストラン、フィットネスジム、映画館、美術館、イベント業の申請を受付中。

概要	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・サンディエゴ郡に 1 年以上所在しており地元のコミュニティーにサービスや製品を提供している ・従業員が 100 人以下 ・感染症で 25%以上減収しており、それを文書で証明することができる ・現在営業をしており、カリフォルニア州の登記がある
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・金額は地区ごとに公平に提供

[参考 URL]

<https://www.sandiegocounty.gov/stimulusgrant/>

4 ジェトロ・ロサンゼルスからのお知らせ

4-1 労務・法務・会計・税務に関する無料相談

ジェトロでは、労務・法務・会計・税務に関する相談を受け付けており、弊所で契約している弁護士や会計士がオンラインでの面談やメールなどを通じてお答えいたします。弁護士や会計士への相談は初回無料となっております。詳しくは以下の URL をご覧ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/us_newyork/info/20200403.html

4-2 日本食レストラン等向け支援相談窓口

ジェトロでは、日本食レストラン等の活動をご支援させていただくため、相談窓口を開設しております。マーケティング関連、店内飲食再開に向けた準備、自社での Fundraising、国・公的機関の支援策などについて、飲食業界に知見の深い専門家とビデオ面談でご相談ができます。ご相談がございましたら、以下の URL のフォームからお申し込みください。

<https://jetropasona.typeform.com/to/pxnIWw>

4-3 JETRO (食品チーム) Twitter

JETRO (食品チーム) は、米国内で発信される食品業界に関するニュースや、政府系機関の発表などを集め、日本語の簡単な見出しをつけて配信しています。情報収集にぜひともご活用ください。

https://twitter.com/JETRO_USAFood
@JETRO_USAFood

ジェトロ・ロサンゼルス事務所

連絡先 | lag-research@jetro.go.jp

【免責事項】

本調査で提供している情報は、ご利用者のご判断・責任においてご使用いただくとともに、その利用に際しては、行政機関の発表をご利用 yourself で必ず確認してください。ジェトロでは、できるだけ網羅的かつ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査で提供した内容に関連して、ご利用者が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロ・執筆者は一切の責任を負いかねます。